

社会福祉法人 愛光会

社会福祉法人 愛光会

幼保連携型認定こども園

ハローこども園園則（運営規程）

令和7年4月1日（改定）

社会福祉法人 愛光会

ハローこども園

ハローこども園園則（運営規程）

第1条 施設の目的

本園は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

社会福祉法人愛光会「ハローこども園」は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、創意工夫することにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

- 2 この社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図りもって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 3 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条各号（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下支援法という。）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。
- 4 法人の目的、経営原則の基本をふまえ、具体的には下記の理念で運営するものとする。
 - (1) 児童の健全な発達を保障し、一人ひとりが大切に保育される中で子供の事を一番に考え、教育及び保育環境を整える。
 - (2) 保護者の就労サポート及び子育て支援を基本に考え、コミュニケーションを密にしながら保護者が安心して子供を預け、仕事に専念出来るこども園である事。
 - (3) 職員にとって働きやすい職場である事。日常の保育で笑顔を絶やさず生き生きと、子ども達とかかわれる職場である事。
 - (4) 地域子育支援・世代間交流等で地域とのかかわりを深め、コミュニケーションを大切にして、地域と共に児童、生徒、学生の育成に協力出来る認定こども園である事。

第3条 名称及び所在地

本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) ハローこども園（以下「本園」という。）という。
- (2) 本園は、浜松市中央区下江町522番地に置く。

第4条 入園資格

本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

第5条 提供する教育・保育の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成29年告示）、

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）、保育所保育指針（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

2 本園の教育・保育方針及び内容は、以下の通りとする。

教育及び保育の目標

「えがおいっぱい、じぶんだいすき みんなだいすき」自分らしく輝く子

～コミュニティーあふれるこども園を基盤に～

- (1) 自分が役に立つ喜びを感じ、思いやりをもって関わることができる子ども
 - (2) 自分の思いを豊かに表現できる子ども
 - (3) 感謝の気持ちが自然に表せ、挨拶がしっかりできる子ども
 - (4) 心と体を十分に働かせて遊び、危険から身を守ることができる子ども
 - (5) 自分で考えて行動し、やり抜くことができる子ども
 - (6) 自然の変化を感じ取り、あらゆるもの命を大切にできる子ども
 - (7) 友達と思いや考えを分かち合い、協力してやり遂げることができる子ども
- ★ 基本的生活習慣、しつけをしっかりと年齢別カリキュラムによって発達を保障し、個々の子供が持っている力を發揮できるよう職員と保護者で見守り育てる。

3 本園は保育を必要とする子どもに対し、本園内で調理した給食を提供するものとする。
1号認定の子供の給食については、入所説明の際の契約により決定する。

*離乳食は個別の献立表による（1歳の誕生日までを目安とする）

- 4 給食を提供する際は、食物アレルギーのある子どもに対し配慮を行うものとする。
- 5 園児の処遇方針（保育における長期・中期計画・入園規則参照）
 - (1)保育指針に基づき、園児一人ひとりの発達を保障し、正しい愛情と知識と技術をもって保育する。
 - (2)幼保一体化問題を踏まえ内容を正しく理解しながら、10年・20年先を見据えた養護と教育を念頭に全体的な計画・保育計画をたて保育をする。
- 6 保育教育内容は次の事項に心掛けより良い保育が出来るように努力する。
 - (1)基本的生活習慣、及び躾をしっかりと行う。
 - (2)年齢別カリキュラムにより発達を保障する。
 - (3)コミュニティあふれることで園の中で、個々の子どもが持っている力を十分發揮出来るように、職員と保護者で見守り育てる。
 - (4)管理保育、一斉保育に偏らないよう気をつけ、家庭的に愛情こめた保育をする。
 - (5)異年齢保育を必要に応じて取り入れ、思いやりの気持ちを育てたり感謝する気持ちを育てたりする中で、異年齢交流の楽しさを伝えていく。
 - (6)障害児（正式に診断されていない子も含む）の状況を正確に把握して、保護者支援に心がけながら、統合保育を行う。
 - (7)季節の行事を大切にし、子どもが楽しみ喜んで通えること园を目指す。
 - (8)身近な動植物や自然事象に親しみを持たせ、感性を豊にする。
 - (9)体験的な学習を大切にし、協働する力、コミュニケーション能力を培い、就学後の教育につなげる。
 - (10)地域社会との関わりを大切にし、特にお年寄りとのふれあいを大切にする。
 - (11)保護者のニーズに答え、苦情処理を適切に行い、了解を得られた事項については、確実に公開する。
 - (12)全体的な計画・年間指導計画・月間指導計画・週案・日案をしっかりと立て、見通しを持って保育をする。
 - (13)日誌・連絡帳を書き個々の子どものようすを把握すると同時に、保護者への連絡をしっかりとやったり、保育者の保育に対する見直しと反省の資料にしたりする。

第6条 子育て支援

本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り、クラス便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1)地域子育て支援事業
 - ・親子ひろば（ハローちびっこルーム・園庭開放）

- ・一時保育事業（非定型・緊急）
 - ・育児相談（隨時）
- (2)延長保育（入園規則参照）
- (3)障害児保育
発達支援コーディネーターを配置し、障害児及び発達に問題のある子どもや困り感を感じていると思える子どもに対して、きめ細かな支援をする。
- (4)地域交流事業（世代間交流・次世代育成）
- (5)外国人児童保育事業
- (6)食育推進事業（各種野菜の栽培とクッキング他）

第7条 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の服務原則その他は「職員管理規定」による

2 本園の職員の定数

0歳児・・・3：1 1歳児・・・6：1（加配1） 2歳児・・・6：1
3歳児・・・20：1（加配1）
4、5歳児・・・30：1

- ※ 上記の最低基準を守り、入所児童数等により職員数の変動を行う。
※ 上記園児の中に障害児等が含まれる場合は、障害の程度により保育教諭等の加配を行う。

※なお、職員の人数は、入所する児童の数により変動することがある。

3 本園に置く教職員組織は、次のとおりとする。

- (1)園長 園務をつかさどり所属職員を監督する。 1人
- (2)教頭 園長を助け、園務をつかさどる。 1人
- (3)主幹保育教諭 園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。 2人（1号認定：1名 非常勤可、2、3号認定1名）
- (4)保育教諭 子どもの教育・保育をつかさどる。 20人
- (5)事務職員 建物、備品の保全管理、経理事務、物品の調達・受払い、文書の収発、整理、関係機関との連絡その他庶務に関する業務を行う。 1人
- (6)栄養士 栄養管理、栄養相談、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等の業務を行う。 1人
- (7)調理員 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
2人から3人
- (8)園医 園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。 1人
- (9)園歯科医 園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯

科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。1人

(10) 園薬剤師 園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。1人

(11) 看護師 園児、職員の健康管理、発達コーディネーターの業務を行う。1人

4 前項の職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

第8条 学年及び学期

本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第9条 教育・保育を行う日及び時間等

本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日、12月29日から31日まで及び翌年1月1日から1月3日までを除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7月後半から8月お盆後まで（夏季希望保育あり）
- (3) 冬季休業 1月4日から1月5日まで（冬季希望保育あり）
- (4) 学年末休業 卒園式の次の週から3月31日
- (5) 学年始休業 4月初旬

第10条 教育・保育を提供する時間

教育、保育を提供する時間は次の通りとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

本園が定める次の時間帯とする。

月から金 午前9時00分から午後2時00分までとする。

*預かり保育

月から金 午前7時00分から午前8時30分

午後2時00分から午後6時00分

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月から金 午前7時00分から午後6時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

（夕方延長保育無し）

ただし、本園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

*夕方延長時間・・午後6時00分から午後7時00分（15分ごとに100円）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月から土 午前8時00分から午後4時00分（時間外延長料有り）

(4) 開所時間

月から金曜 午前7時00分から午後7時00分

土 午前7時00分から午後6時00分

第11条 保護者から受領する利用者負担

本園においては、浜松市が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市から施設型給付費等を法定代理受領する。

2 本園においては、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費

昼食として、1号認定の子どもは、主食と副食を、2号・新2号認定の子供は主食と副食及びおやつを摂る必要があるため。

1号・2号・新2号認定の子ども：月額 6,500円

（副食代4,500円・主食代,おやつ代各1,000円）

*幼稚園型一時預かりを利用しない場合は5,500円（おやつ代を含まない）

(2) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担が適当と認められるもの

- ・園服代（6,000円程度）＊年度により変更有登園時に必要なため。
- ・教材費（1,500円から2,000円）教育・保育活動を行う中で、個々に教材が必要なため。
- ・お泊り保育を実施した場合、宿泊代及び諸経費宿泊を伴う活動において、朝食、夕食、交通費及び活動を行うための教材が必要になるため。
- ・その他必要に応じて集金する場合もある。

(3) 延長保育料

2, 3号認定：午後6時00分から午後7時00分 15分100円

(4) 一時預かり保育料

月から金 午前7時00分から午前8時30分

午後2時00分から午後6時00分（1日600円）30分100円

*但し、月額で支払う場合は一律2,000円（3歳児クラスから）

*延長料金 午後6時00分から午後7時00分 15分ごとに100円

(5) 土曜保育・夏季、冬季、学年末休業の際の預かり保育料（1日）

1号認定：1,000円

新2号認定：400円（3歳児クラスから）

*(4)(5)の新2号の預かり保育料（幼稚園型一時預かり）については、市から施設に対して法定代理により支給されます。

3 第2項の特定保育料及び実費については、書面により保護者に事前に説明し、文書により保護者の同意を得る。

4 第1項から第3項までの利用者負担の支払いを受けたときは、第1項から第3項までの費用の区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

第12条 利用定員

本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

歳児別	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	—	—	—	1人	4人	5人	5人	15人
2号認定	—	—	—		16人	16人	16人	48人
3号認定	11人	15人	16人					42人

*入所予定数は上記の通りであるが、職員数や備品等によりクラス人数は変わることがある。

第13条 利用の開始及び終了に関する事項等

本園は、1号認定の子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1)利用定員に空きがない場合
 - (2)利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。
- 2 1号認定の子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園が入園者を決定する。
- (1)兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2)その他の者は抽選、面接等により選考し、入園させる。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定の子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定の子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 転園・退園又は休園しようとする1号認定の子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 本園の利用2号認定の子ども及び3号認定の子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第11条の5の規定に該当せず、市が利用を取り消ししたとき。
 - (2)教育・保育給付認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。

- (3) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第14条 修了

園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

第15条 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市の幼児教育・保育課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 本園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法に従って、浜松市、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 5 緊急時等の対応については以下のマニュアル参照
 - (1) 感染症・伝染病対応マニュアル
 - (2) 不審者侵入対応マニュアル
 - (3) 危機管理マニュアル
 - (4) 大量調理衛生管理マニュアル
 - (5) プール遊びに関するマニュアル
 - (6) 薬の取り扱いマニュアル
 - (7) アレルギー対応マニュアル

第16条 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、管理権限者、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出、消火その他必要な訓練を実施する。

- 2 詳細は、以下のマニュアル参照

- (1) 非常時の園児引取り規程
- (2) 防災対策規程及び消防計画

第17条 虐待の防止のための措置に関する事項

本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- 2 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- 3 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- 4 その他虐待防止のために必要な措置
- 5 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、浜松市幼児教育・保育課・児童相談所等適切な機関に通告する。

*虐待防止の為の対策（児童虐待防止マニュアル参照）

第18条 苦情対応

本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、全て真摯に受け止めて誠意を持って解決にあたる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

苦情受付・苦情解決（要望・苦情・不満・意見を解決する為の規程参照）

第19条 安全対策と事故防止

本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために危機管理マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 本園は、策定したアレルギー対応マニュアルに基づき、適切な対応に努める。
- 4 本園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、浜松市幼児教育・保育課にも報告する。

第20条 健康管理・衛生管理

本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
(感染症・伝染病マニュアル参照)

第21条 保護者に対する支援

本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(保育サービスマニュアル参照)

第22条 業務の質の評価

本園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育教諭等の自己目標の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回以上は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

第23条 秘密の保持

本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

*個人情報保護に関する規定参照

第24条 記録の整備

本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1)教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存

- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 5年間保存
- (5) 幼保連携型こども園園児指導要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については 20年間保存)

第25条 その他

ホームページの公開（基本的には毎月更新）

2 広報誌の発行（年2から3回）

* ホームページ・広報誌の苦情処理公開については、別紙「苦情処理掲載細則」による。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 改訂

令和元年10月1日 改訂

令和3年1月21日 改定

令和3年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定